

確認申請が必要となる既存昇降機の改修工事について

昇降機の種別に応じて、以下のいずれかの改修に該当する場合は、確認申請が必要となります。

1.エレベーター

- (1) 駆動方式を変更するとき（機械室有りのロープ式から機械室無しのロープ式に変更する場合も含む）
- (2) 主要な支持部分¹（全部又は一部）かご（枠及び床版）駆動装置（巻上機又は油圧パワーユニット等）及び制御盤を一括して取り替えるとき
- (3) 用途を変更するとき
- (4) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき
- (5) 昇降工程を延長するとき
- (6) 移設するとき（移設先において新設する場合として取り扱う）

下表参照

1 主要な支持部分（建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 4）

- ・主索
- ・主索の端部
- ・支持ばり等（マシンビーム、ガイドレール、頂部支持ばり）

2.エスカレーター

- (1) トラス等（トラス又ははり）踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り替えるとき
- (2) 輸送能力を変更するとき（定格速度を下げるものは除く）
- (3) 移設するとき（移設先において新設する場合として取り扱う）

3.小荷物専用昇降機

- (1) エレベーターに準じる

テーブルタイプについては、令第 146 条第 12 項第 3 号により確認申請等の対象となる。

・1(2)における改修の場合(ロープ式エレベーターの場合)

部材		取替部材				
令第129条の4に定める主要な支持部分		パターン				
		A	B	C	D	
いずれか	主索	○		○	○	
	主索の端部	○		○	○	
	支持ばり等	マシンビーム		○		
		ガイドレール				
		頂部支持ばり				
両方	かご枠	○	○	○		
	かご床版	○	○	○	○	
	巻上機	○	○	○	○	
	制御盤	○	○		○	
確認申請が必要(+ + +)		必要	必要	不要	不要	

パターン A、B の改修工事の場合に確認申請が必要となります。